

東北地区スポーツ推進委員研修会 開催規定の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(回数)</p> <p>第 4 条 昭和 37 年に開催された大会をもって 1 回とし、これにより起算して回数を順次付するものとする。</p> <p>ただし、災害その他の特別な事情により中止となった場合は回数は継続する。</p> <p>(報告書)</p> <p>第 12 条 主催者は、研修会終了後報告書を作成し、後援等の関係機関及び本会役員会で 定めた冊数（市町村数 + 5 部） を東北各県スポーツ推進委員協議会会長宛に配布するものとする。</p>	<p>(回数)</p> <p>第 4 条 昭和 37 年に開催された大会をもって 1 回とし、これにより起算して回数を順次付するものとする。</p> <p>(報告書)</p> <p>第 12 条 主催者は、研修会終了後報告書を作成し、後援等の関係機関及び本会役員会で定めた冊数を東北各県スポーツ推進委員協議会会長宛に配布するものとする。</p>